

# 民事信託に係る税務の基礎

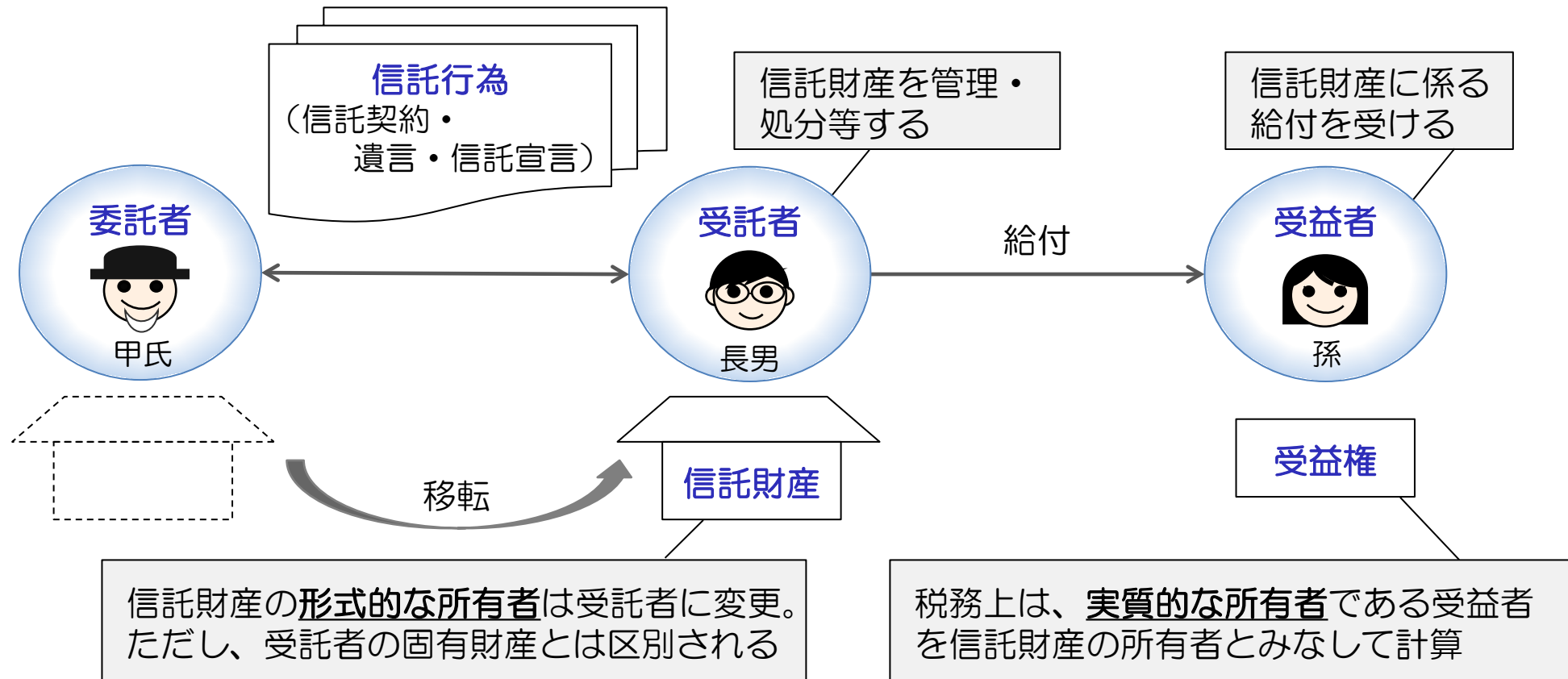
2021年10月

税理士法人タクトコンサルティング

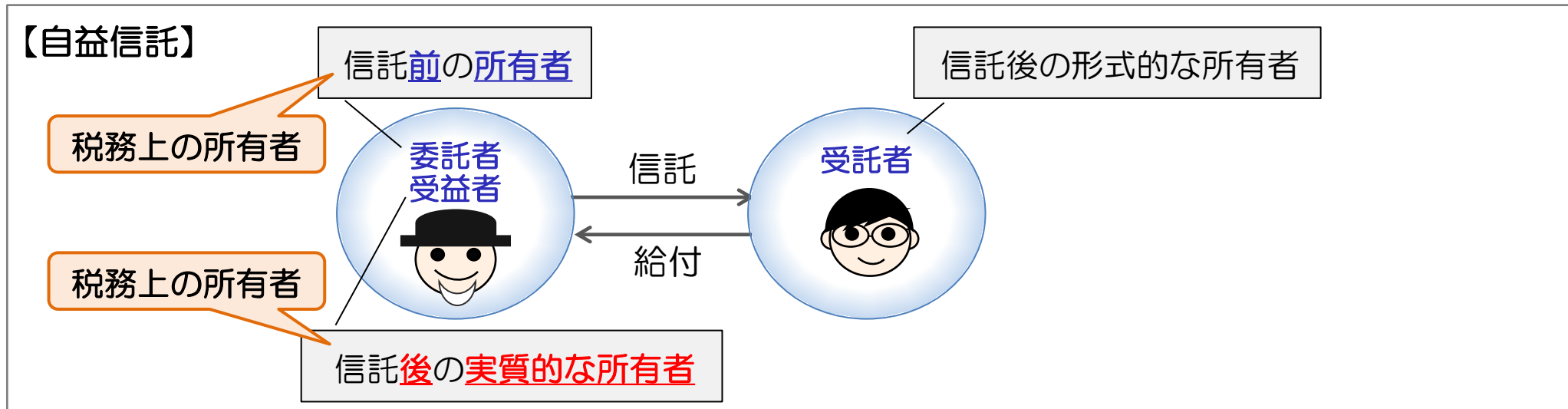
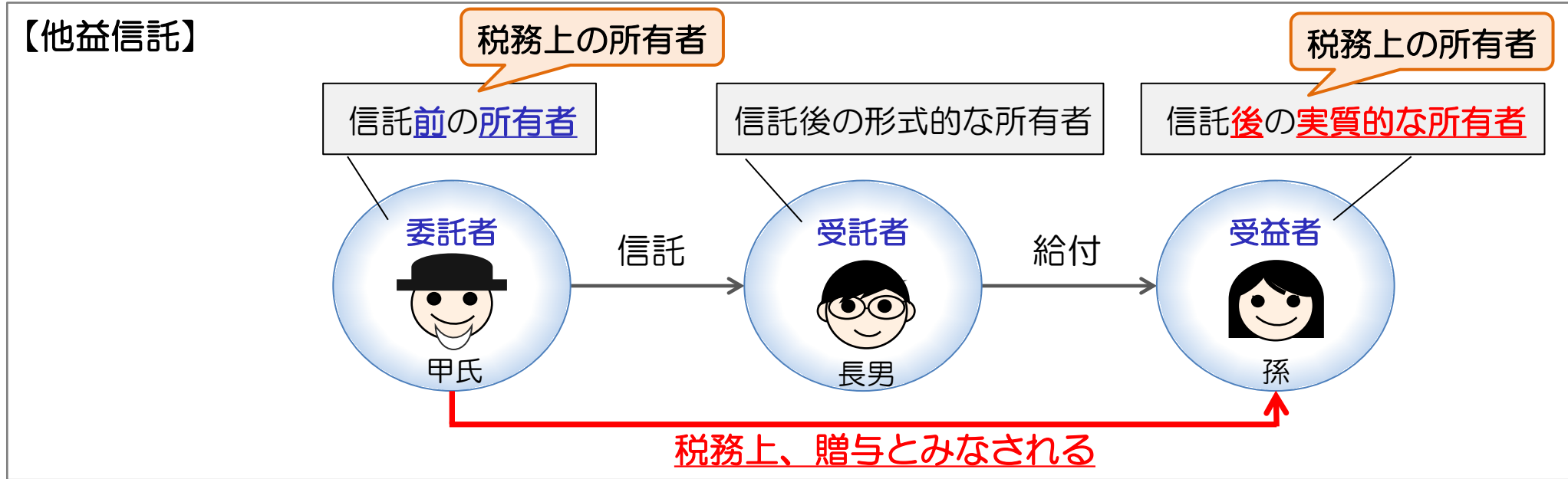
税理士 宮田 房枝

## 信託法第2条第1項（定義）



この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。



# 他益信託と自益信託



# 信託の効力発生時


① 委託者  = 受益者  【自益信託】

信託の前後で経済価値が移動しないので、課税関係は生じない。

② 委託者  ≠ 受益者  【他益信託】



信託の前後で経済価値が委託者から受益者に移動するため、**課税関係が生じる。**

(a) 他益信託で、適正対価の授受がある場合

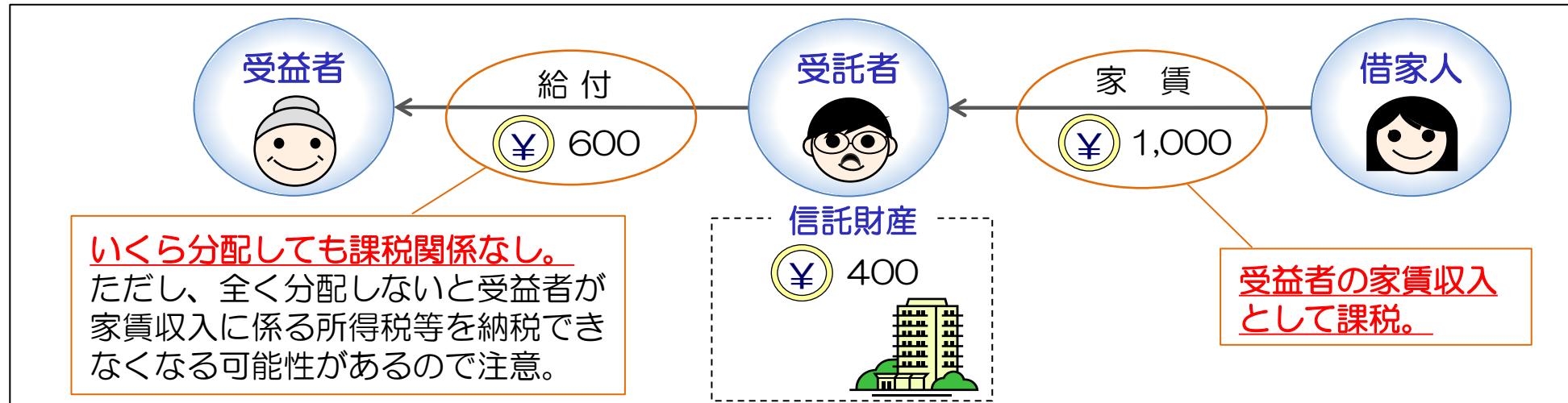
		受益者	
		個人 	法人
委託者	個人 	課税関係なし 譲渡所得課税 (所法33)	課税関係なし 譲渡所得課税 (所法33)
	法人	課税関係なし 譲渡課税 (法法22②)	課税関係なし 譲渡課税 (法法22②)

# 信託の効力発生時

(b) 他益信託で、**適正対価の授受がない場合**

		受益者	
		個人 	法人
委託者	個人 	<p><b>贈与・遺贈</b> (相法9の2①)</p> <p>課税関係なし</p>	<p>受贈益課税 (法法22②)</p> <p>対価が時価の1/2未満 の場合はみなし譲渡課税 (所法67の3③、59①、所基通67の3-1)</p>
	法人	<p>一時所得課税 (所基通34-1(5)) 又は 給与課税</p> <p>譲渡課税 ・ 寄附金課税 (法法22②、37⑦⑧) 又は 給与</p>	<p>受贈益課税 (法法22②)</p> <p>譲渡課税 ・ 寄附金課税 (法法22②、37⑦⑧)</p>

- ① 信託財産に属する資産・負債は、受益者が有するものとみなされる。
- ② 信託財産に帰せられる収益・費用は、受益者に帰属するものとみなされる。
- ③ 受益権の評価額 = 信託財産の評価額
- ④ 下記の場合、不動産収入は受託者に入金されるが、不動産所得や消費税は受益者が申告する。また、申告の計算期間は受託者ではなく受益者の計算期間による。



- ⑤ 損失の取り込みに関しては、一定の租税回避防止規定がある。

受益者	取扱い	
		根拠条文（抜粋）
個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 信託財産に属する資産・負債の帰属</li> <li>◆ 信託財産に帰せられる収益・費用の帰属</li> </ul>	<p>信託の<b>受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし</b>、かつ、<b>当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして</b>、この法律の規定を適用する（所法13）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 租税回避防止規定（損益通算不可）</li> </ul>	<p>受益者に該当する個人が、信託から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上<b>当該信託による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額</b>があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、<b>生じなかったものとみなす</b>（措法41の4の2）。</p>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 信託財産に属する資産・負債の帰属</li> <li>◆ 信託財産に帰せられる収益・費用の帰属</li> </ul>	<p>信託の<b>受益者は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし</b>、かつ、<b>当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして</b>、この法律の規定を適用する（法法12①）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 租税回避防止規定（信託財産額を超える信託損失額は損金不算入）</li> </ul>	<p>法人が受益者に該当する場合で、かつ、当該信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に信託財産の価額とされている場合その他の政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の<b>信託損失額のうち当該法人の当該信託の信託財産の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額</b>に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、<b>損金の額に算入しない</b>（措法67の12①）。</p>

① 受益者  = 残余財産の帰属権利者 

信託終了の前後で経済価値が移動しないので、課税関係は生じない。

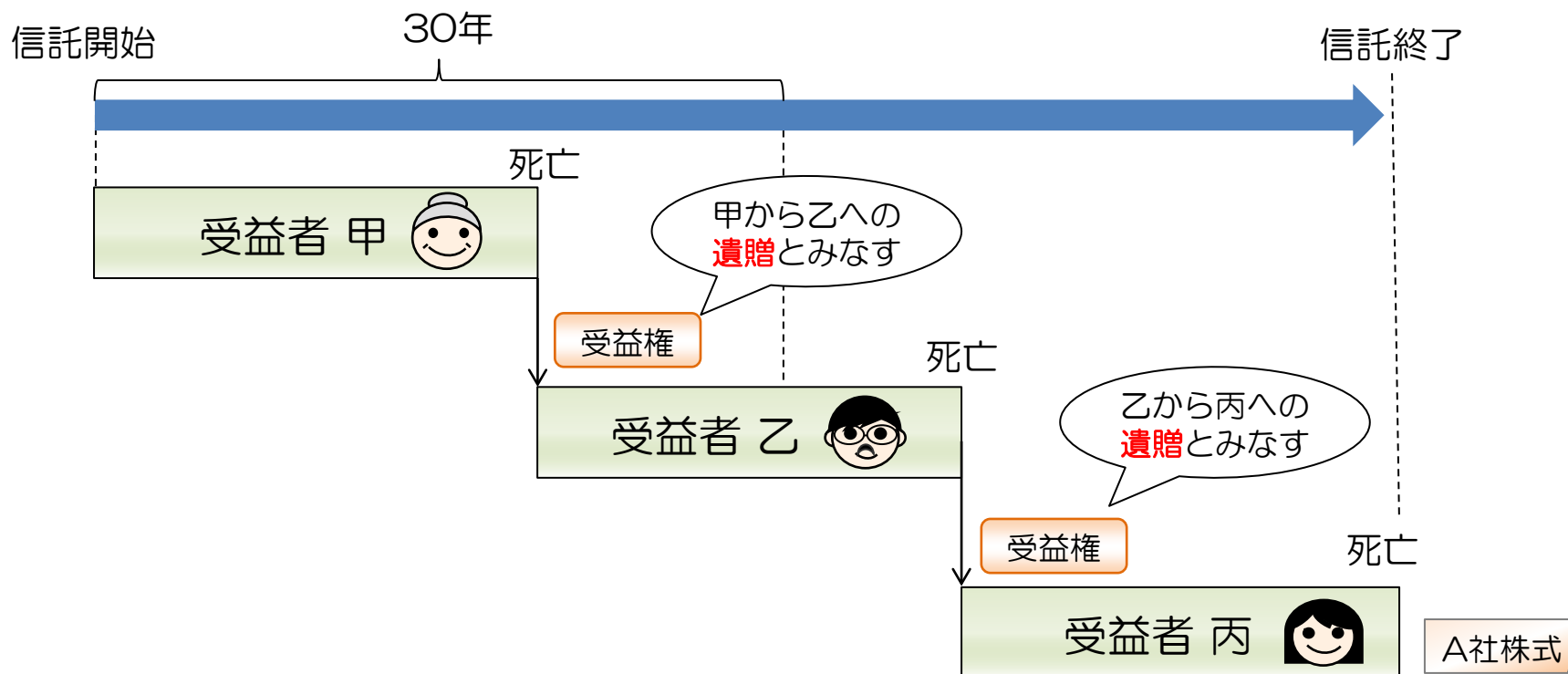
② 受益者  ≠ 残余財産の帰属権利者 

信託終了の前後で経済価値が受益者から残余財産の帰属権利者に移動するため、課税関係が生じる。

（課税関係については、信託の効力発生時の表を参照（表中の「委託者」を「受益者」と、「受益者」を「残余財産の帰属権利者」と読み替える））

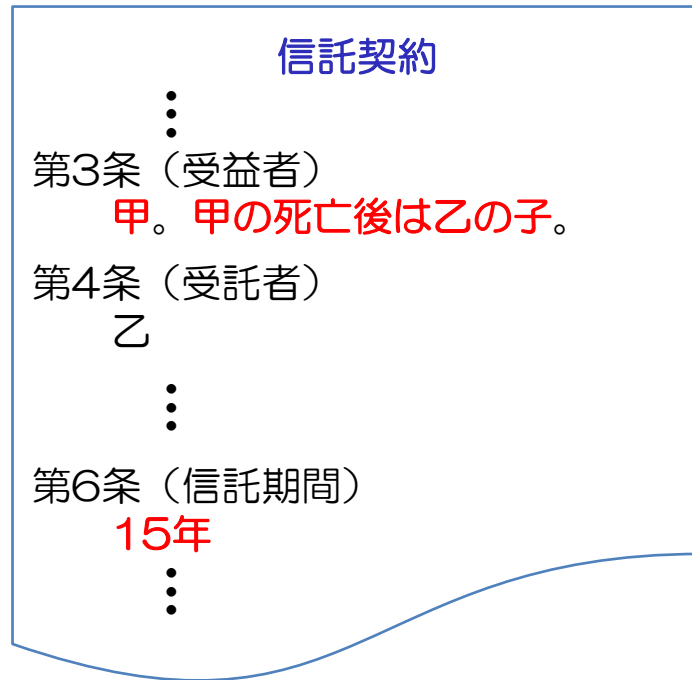
# 受益者連続型信託

- ◆ 受益者連続型信託とは、信託契約により、受益者が死亡した場合には、その次の受益者を指定することが出来る信託です。つまり、受益者が死亡した場合には、「受益権」が相続されることとなりますが、その受益権を相続する人をあらかじめ決めておくことができます。
- ◆ ただし、信託の期間には限りがあります。「最初の信託開始から30年を経過後に新たに受益権を取得した受益者（ ）：死亡した時点」で信託は終了します。（信託法91）



(注) 信託契約で、丙のあとの受益者が指定してあったとしても、丙の死亡により信託は終了します。

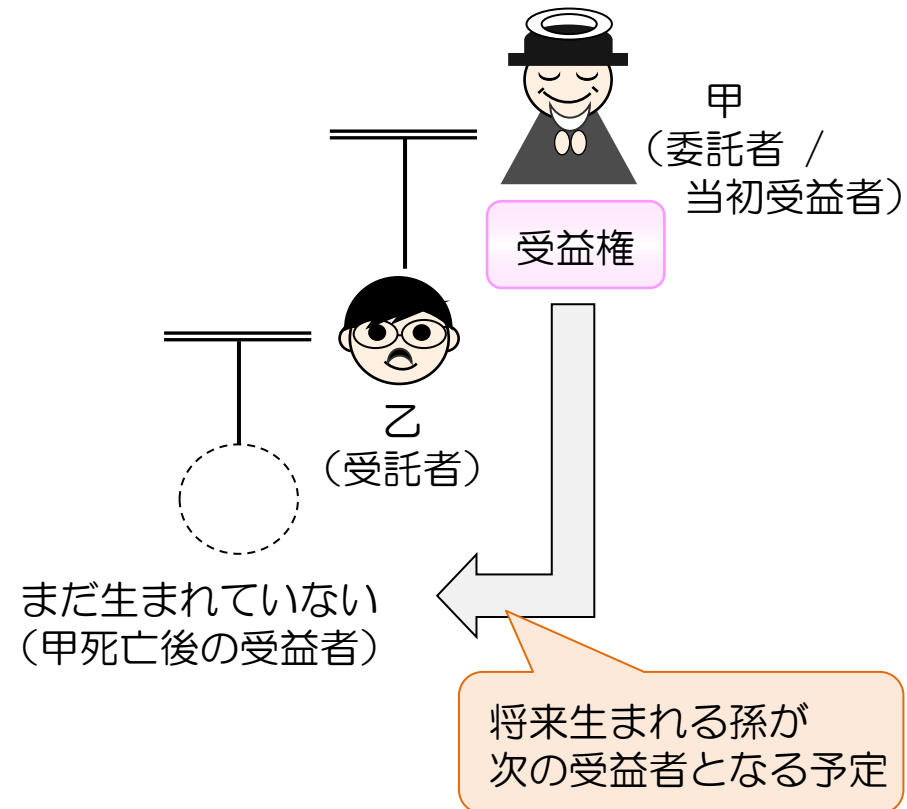
# 受益者が存しない信託（法人課税信託）となる事例



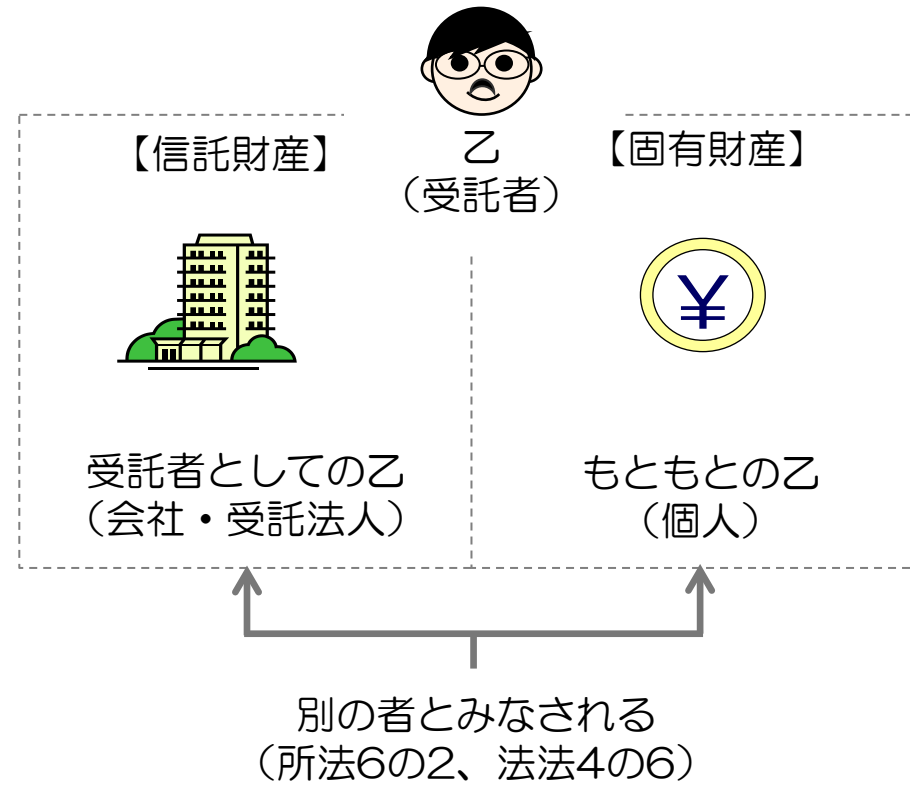
## 【前提】

上記の信託において、信託開始後7年目で甲氏が死亡しました。

なお、甲の死亡時に、甲の次の受益者として指定された「乙の子」は生まれていません。



# 法人課税信託の受託者



# 「受益者が存しない信託」（法人課税信託）となった場合の課税関係

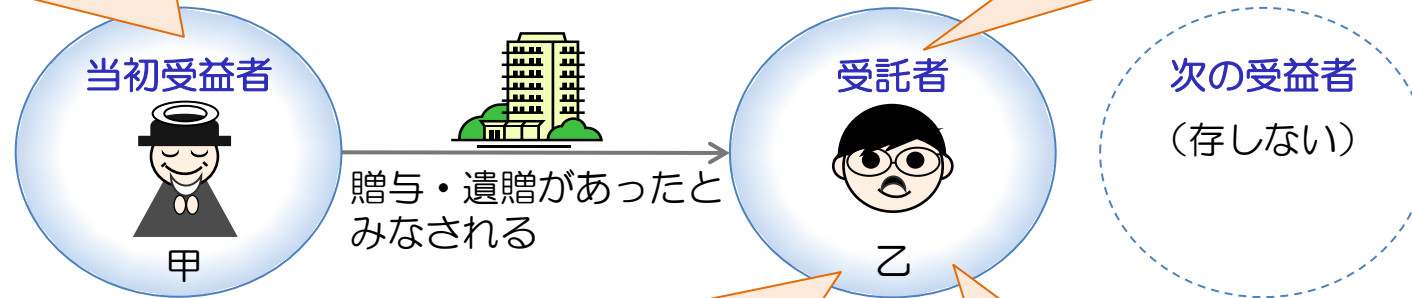
① 受託者としての乙（受託法人・会社）に対して信託財産を贈与したものとみなされる（所法6の3七）

↓  
法人に対する贈与として、**所得税のみなし譲渡課税の対象**となる（所法59①）

※ 所得税の準確定申告を行う

② 受託法人とされ、会社とみなされる

↓  
無償で移転を受けたとみなされる信託財産について、**法人税の受贈益課税の対象**となる（法法22②）

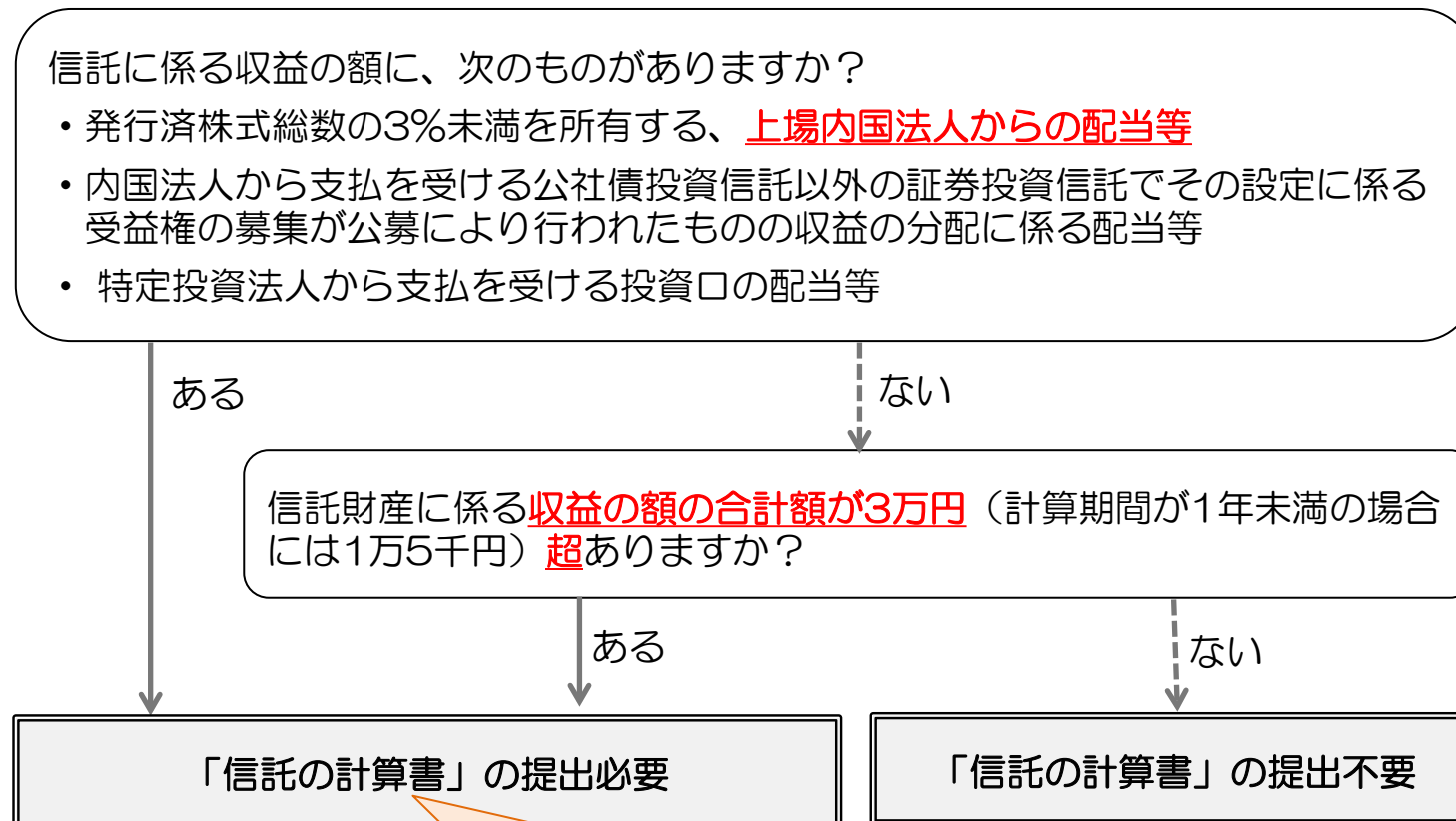


③ 信託財産の遺贈を受けたものとみなされ、**相続税の課税対象にもなる**（相法9の4②）

※ ②で課税される法人税等相当額は控除される（相法9の4④）

④ その後信託財産から生じる所得については、受託者である乙（法人）において、法人税課税がなされる（法法4④、4の6）

# 信託の計算書の提出義務の判定



- 提出義務者：受託者
- 提出期限：毎年1月31日
- 提出先：受託者の事務所等の所在地の所轄税務署長
- 記載事項：信託財産に係る資産・負債・収益・費用等

# 信託の計算書

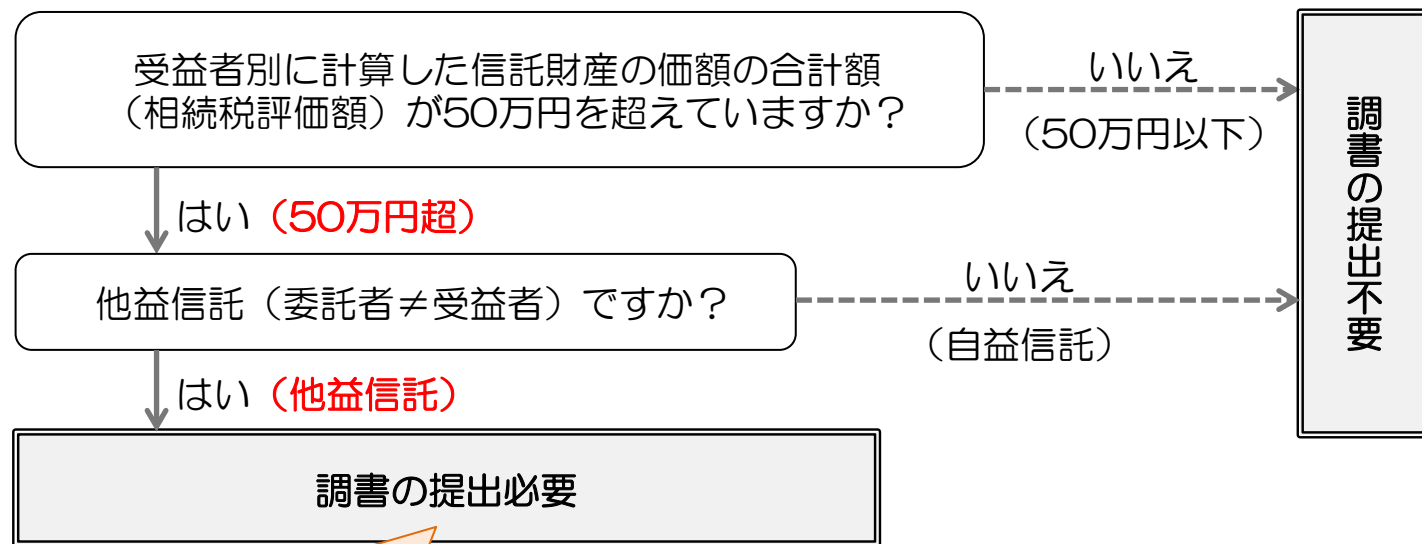
## 信 託 の 計 算 書 (自 年 月 日 至 年 月 日)

信託財産に帰せられる 収益及び費用の受益者等	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	番 号		
元本たる信託財産の 受 益 者 等	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	番 号		
委 託 者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	番 号		
受 託 者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	(電話)		
	計算書の作成年月日	年 月 日	番 号	
信託の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	受益者等 の 異 動	原 因	
信託の目的			時 期	
受益者等に 交付した 利益の内容	種 類		報酬の額又は その計算方法	
	数 量		支払義務者	
	時 期		支払時期	
	損益分配割合		補てん又は 補足の割合	

○番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右記を記載します。

収 益 及 び 費 用 の 明 細				
収 益 の 内 訳	収 益 の 額 千 円	費 用 の 内 訳	費 用 の 額 千 円	
合 計		合 計		
資 産 及 び 負 債 の 明 細				
資産及び負債の内訳	資産の額及び負債の額 千 円	所 在 地	数 量	備 考
合 計		(摘要)		
合 計				
資産の合計－負債の合計				
整 理 欄	①	②		

# 信託に関する受益者別調書の提出義務の判定（効力発生時）



- 提出義務者：受託者
- 提出期限：効力が生じた月の翌月末日
- 提出先：受託者の事務所等の所在地の所轄税務署長
- 記載事項：信託財産の種類・所在場所・価額等

# 信託に関する受益者別（委託者別）調書

## 信託に関する受益者別（委託者別）調書

受益者	住所 (居所)	氏名又は称											
		個人番号又は法人番号											
特定委託者	又は	氏名又は称											
		個人番号又は法人番号											
委託者	所在地	氏名又は称											
		個人番号又は法人番号											
信託財産の種類		信託財産の所在場所		構造・数量等			信託財産の価額						
信託に関する権利の内容		信託の期間		提出事由		提出事由の生じた日		記号番号					
		自 . . 至 . .				. .							
(摘要)													
(平成 年 月 日提出)													
受託者	所在地又は住所(居所)	(電話)											
	営業所所在地等	(電話)											
	名称又は氏名												
	法人番号又は個人番号												
整理欄		①					②						

○「個人番号又は法人番号」又は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

# (略歴) 宮田 房枝

## 税理士法人タクトコンサルティング

TEL : 03 (5208) 5400

E-mail : miyata@tactnet.com

平成13年 税理士試験合格

平成14年 上智大学経済学部 卒業

大原簿記学校税理士講座講師、

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人他会計事務所勤務を経て

平成23年 タクトコンサルティング 入社、信託法学会 会員

### 【主な著書等】

「相続税ハンドブック（令和3年度版）」中央経済社 2021年7月

「新相続法と信託で解決する相続法務・税務Q&A」（共著）日本法令 2020年2月

「Q&A国際相続の実務と国外転出時課税」（共著）日本法令 2019年7月

「新・事業承継税制Q&A」（共著）日本法令 2018年9月

「“守りから攻め”の事業承継対策Q&A」（共著）ぎょうせい 2018年9月

「税理士・公証人による相続税と信託ガイドブック」（共著）大蔵財務協会 2017年6月

「そこが知りたかった！民事信託Q&A100」中央経済社 2016年3月

「乗り切ろう超高齢社会 これだけは知っておきたい成年後見・信託・年金制度」大蔵財務協会 2015年9月（共著）

「資産家増税時代の“守りから攻め”の相続対策Q&A」ぎょうせい 2015年2月

「図解 相続対策で信託・一般社団法人を使いこなす」中央経済社 2014年10月

「相続の手續・税務・調査対応Q&A」（共著）中央経済社 2013年12月

「図解 相続税・贈与税のしくみ」（共著）東洋経済新報社 2013年8月

「短期で受かる学習メソッド」（会計人コース）中央経済社 2012年11月号

「東日本大震災に関連する税務上の諸取扱いについて」（情報センサー）新日本有限責任監査法人 2011年6月号

「日本版LLP実務ハンドブック」（共著）商事法務 2006年1月

### 【主なセミナー講師歴】

「信託を活用した事業承継・相続対策」東京税理士会他

「事業承継セミナー」中小機構

「事業承継に関する税務の基礎」事業承継研究会

「事業承継にかかる相続税・贈与税のポイント」東京中小企業投資育成株式会社

「消費税の増税前にオーナーが必ずやっておくこと。相続対策は今後どう変わる？」(株)オーナーズ・スタイル

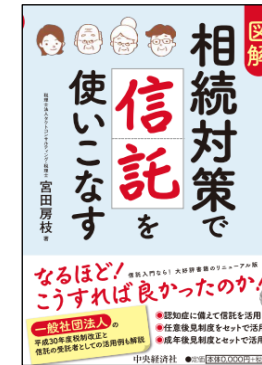
「法人税申告書入門」新日本監査法人

「新公益法人制度について」司法書士事務所

「日本版LLP」商事法務、その他、企業内税務研修等

第2章は、  
会話形式  
の事例

信託法を  
ほぼ網羅。  
机に1冊



日税連(編)  
二色刷り